

JHF スクール登録規程

制定	2000年4月1日	理事会
施行	2000年4月1日	理事会
改定	2004年4月1日	理事会
改正	2021年12月3日	理事会

(目的)

第1条 公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟（以下 JHF）は JHF 教員、が在籍するハンググライディング及びパラグライディングスクールの運営を支援し、健全なスクーリングとスクール活動の普及を図り、もって健全なフライヤーを育成することを目的として JHF スクール登録規程を設ける。

(登録)

第2条 以下の条件を満たしたスクールを登録校とする。

- (1) 有効な JHF 教員が在籍していること。
- (2) 体験および教習タンデム飛行を実施するスクールでは上級タンデム証保有者が1名以上在籍していること。同一の上級タンデム証保有者が複数のスクールに登録することはできない。
- (3) JHF で定めた申請方法で情報を提出すること。

(登録有効期間)

第3条 本登録の有効期間は 2022 年 4 月 1 日から 24 ヶ月とし、更新は原則登録有効期間満了前に行うこととする。登録・情報変更はいつでもできるものとする。

(登録費)

第4条 登録費は無料とする。

(義務)

第5条 登録スクールは次の義務を負う。

- (1) 安全なスクール運営
- (2) 事故報告
- (3) 各種調査、アンケート等の回答
- (4) JHF の各種通達、連絡事項、情報の練習生への広報、伝達

(特典)

第6条 登録スクールは次の特典が受けられる。

- (1) 各方面へのスクールの紹介及び情報提供
- (2) 各種研修会への参加
- (3) JHFA 級パイロット技能証の発行代行業務
- (4) JHF 理事会が定めた登録報酬

(遵守)

第7条 登録されたスクールは、本規程を遵守しなければならない。正当な理由なく遵守しない場合、理事会決議により2年を限度として登録を行わないことができる。

(その他)

第8条 この規程の改廃は理事会の決議による。

(付則)

この規程は2004年4月1日に改定し即日施行する。

この規程は2022年4月1日に改正施行する。